

2月の  
「家庭の日」は、  
2月19日です！



「家庭の日」シンボルマーク

8日、18日、28日  
も「家庭教育を実践  
する日」です。



「家庭教育を実践する  
日」の具体的な取組  
として、「話そう! 語ろう!  
わが家の約束」運動を  
推進しています。

ご家庭ごとの「あると  
いいなあ」と思われる  
約束について、家族で  
の話し合いを通して作  
り、見守り、振り返るこ  
とを実践してみませ  
んか。

この機会に、家庭の大  
切さや家族のあり方  
について、見つめ直  
して  
みてください!



## 「家庭教育を実践する日」を ご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき  
「家庭の日（毎月第三日曜日）」と  
「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせ  
「家庭教育を実践する日」としています。

家族で防災会議  
～あなたは今、命を守る行動ができますか～

自分の命を自分で守るには、早めの避難の手順をあらかじめ考えて決め、訓練しておく必要があります。どこが危険なのか、家族でどこに避難したらよいか、避難先で困ることは何かあるのか家族で交流し、日頃から確認しておきましょう。

地域で想定される自然災害を調べましょう。

自宅地域のハザードマップでどんな危険があるか調べてみよう。 <https://disaportal.gsi.go.jp/>

あなたは、家族といっしょにどこへ避難しますか。

指定避難所、自宅、車中、親戚・知人の家、ホテルなど避難場所は様々です。避難場所のメリット・デメリットを出し合いながら、どこへ避難するか家族で決めましょう。

避難するときに何を持っていくますか。

通信機器、非常食品、命を守るもの(マスク、手袋、懐中電灯等)、お薬手帳、生活用品(簡易トイレ、雨具、ウェットティッシュ、ライター等)等、家族それぞれが避難するときに持っていくものを確認しましょう。

家庭でガイドブ  
ックを見ながら  
防災を学ば

岐阜県 防災ガイドブック

写真や図をもとに、記入式で、災害から命を守る方法が学べます。

◇「家庭教育を実践する日」に関するご相談は、

環境生活政策課生涯学習係(Tel058-272-8752)まで